



東広島・呉自動車道の二級峠付近は、阿賀IC付近や市街地が気温0度以上であっても、氷点下になることがあります、道路への降雪や路面凍結の恐れがあります。

呉市沿岸部は普通に走れても、標高の高いところでは路面が凍っていることも珍しくありません。路面凍結は路温が氷点下になると路面の水分（雪や雨）が凍ることによって起こり、スリップをしやすい状態になります。

特にスリップしやすい箇所は、橋梁部やトンネルの出入口付近、急カーブの前後、勾配が急な箇所などです。

これらの箇所を走行する際は、より注意が必要です。



早めに冬用タイヤを装着して頂き、安全運転をお願いします。





西条維持出張所では、国道2号と東広島・呉自動車道においては気象予測等の情報をもとに凍結防止剤の散布を行い、冬期の安全な交通の確保に努めています。



しかし冬用タイヤ未装着のためスリップして走行できなくなれば、深刻な交通渋滞や大量の立ち往生車両が発生してしまうことになります。

そしてこれら立ち往生車両が除雪作業の障害となり、除雪作業が滞るうちに、更に別の場所で立ち往生が発生するといった悪循環がおきることとなります。

このような状況に陥った場合『改正災害対策基本法』を適用することによって、車両の移動措置が行われることもあります。

安全で快適な交通の確保のため、冬用タイヤの装着をしていただきますようご理解ご協力をお願いします。



◆ 改正災害対策基本法 ◆

第76条の6関係 ～要約～

道路管理者は、災害が発生した場合において車両等の物件が緊急通行車両の通行の妨害になることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるとき、その管理する道路についてその区間を指定して、車両等の運転者等に対し、車両等を道路外へ移動することその他必要な措置を命じることができる。

また、運転者が移動の命令に応じない場合や不在の場合などには、道路管理者自ら、車両等を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両の破損や他人の土地を一時使用できる。



＜＜お問い合わせ先＞＞

西条維持出張所 ☎739-0021 東広島市西条町助実1840

☎082-423-4204

fax082-423-6645